

# 国立研究開発法人国際農林水産業研究センター役員給与規程

13国研セ第4-23号  
平成13年4月2日  
最終改正 2国研セ第20112604号  
令和2年11月27日

## (目的)

第1条 この規程は、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター（以下「センター」という。）の役員給与に関し必要な事項を定めることを目的とする。

## (給与の種類)

第2条 役員給与は、常勤役員（以下「常勤役員」という。）については俸給、地域手当、通勤手当、単身赴任手当及び期末特別手当とし、非常勤役員（以下「非常勤役員」という。）については非常勤役員手当とする。

## (給与の支給)

第3条 常勤役員給与（期末特別手当を除く。）は、毎月16日（その日が国立研究開発法人国際農林水産業研究センター職員就業規則第43条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その月の15日以降の日のうち、その日に最も近い休日以外の日。以下「支給日」という。）に、法令及び理事長が別に定めるところにより、常勤役員給与から控除すべきものの金額を控除し、その残額を現金で直接常勤役員に支給する。

## (俸給)

第4条 常勤役員俸給の月額を、次のとおりとする。

- (1) 理事長 818,000円
- (2) 理事 706,000円
- (3) 監事 575,000円

2 理事長は、役員業績を考慮して必要があると認めるときは、常勤役員受けるべき俸給の月額を増額し、又は減額するものとする。

3 新たに常勤役員となった者には、その日から俸給を支給する。

4 常勤役員が離職（死亡による離職を除く。）をしたときは、その日まで俸給を支給する。

5 常勤役員が死亡により離職をしたときは、その月まで俸給を支給する。

6 第3項又は第4項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給額は、その月の現日数から休日を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

## (地域手当)

第5条 地域手当は、茨城県つくば市における民間の賃金水準及び物価等を考慮して、本所（国立研究開発法人国際農林水産業研究センターの組織に関する規程（13国研セ第4-25号）第4条に規定する本所をいう。）に在勤する常勤役員に支給する。

2 地域手当の月額は、俸給の月額に100分の16を乗じて得た額とする。

3 地域手当の支給については、前条第3項から第6項までの規定を準用する。この場合において、同各項中「俸給」とあるのは「地域手当」と読み替えるものとする。

（通勤手当）

第6条 通勤手当は、次に掲げる常勤役員に支給する。

（1）通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる常勤役員を除く。）

（2）通勤のため自動車その他の交通の用具（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする常勤役員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる常勤役員を除く。）

（3）通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする常勤役員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である常勤役員以外の常勤役員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の月額は、次の各号に掲げる常勤役員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1）前項第1号に掲げる常勤役員 支給単位期間につき、理事長が別に定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

（2）前項第2号に掲げる常勤役員 次に掲げる常勤役員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

ア 自動車等の使用距離（以下この号において「使用距離」という。）が片道5キロメートル未満である者 2,000円

イ 使用距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である者 4,200円

円

ウ	使用距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である者	7, 100円
エ	使用距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である者	10, 000円
オ	使用距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である者	12, 900円
カ	使用距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である者	15, 800円
キ	使用距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である者	18, 700円
ク	使用距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である者	21, 600円
ケ	使用距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である者	24, 400円
コ	使用距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である者	26, 200円
サ	使用距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である者	28, 000円
シ	使用距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である者	29, 800円
ス	使用距離が片道60キロメートル以上である者	31, 600円

(3) 前項第3号に掲げる常勤役員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して理事長が別に定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 通勤手当は、支給単位期間（理事長が別に定める通勤手当にあつては、理事長が別に定める期間）に係る最初の月の支給定日に支給する。
- 4 通勤手当が支給される常勤役員につき、離職その他の理事長が別に定める事由が生じた場合には、当該常勤役員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が別に定める額を返納させるものとする。
- 5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6箇月を超えない範囲内で1箇月を単位として理事長が別に定める期間（自動車等に係る通勤手当にあつては、1箇月）をいう。

(単身赴任手当)

第7条 常勤役員に任命され、住居を移転し、父母の疾病その他の理事長が別に定めるや

むを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった常勤役員で、当該任命の直前の住居から当該任命の直後に在勤する本所に通勤することが通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする常勤役員（任用の事情等を考慮して理事長が別に定める常勤役員に限る。）には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する本所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額、30,000円（理事長が別に定めるところにより算定した常勤役員の住居と配偶者の住居との間の交通距離（以下単に「交通距離」という。）が理事長が別に定める距離以上である常勤役員にあつては、その額に、70,000円を超えない範囲内で交通距離の区分に応じて理事長が別に定める額を加算した額）とする。

（期末特別手当）

第8条 期末特別手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第9条までにおいて、これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤役員に対して、それぞれ6月30日及び12月10日（これらの日が休日に当たるときは、その直前の休日以外の日。以下「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に離職をした常勤役員についても同様とする。

- 2 期末特別手当の額は、それぞれその基準日現在（離職をした常勤役員にあつては、離職をした日現在）において常勤役員が受けるべき俸給及び地域手当の月額、俸給の月額に100分の25を乗じて得た額並びに俸給及び地域手当の月額に100分の20を乗じて得た額の合計額に、100分の160を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその常勤役員の在職期間の区分に応じて、理事長が別に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、理事長は、その常勤役員の業績を考慮して必要があると認めるときは、これを増額し、又は減額するものとする。

第9条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末特別手当（第3号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末特別手当）は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第23条の規定により解任された常勤役員（同条第1項及び第2項第1号に該当し解任された者を除く。）
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職をした常勤役員（前号に掲げる者を除く。）で、その離職をした日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (3) 次条第1項の規定により期末特別手当の支給を一時差し止める処分を受けた常勤役員（当該処分を取り消された者を除く。）で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

第10条 理事長は、支給日に期末特別手当を支給することとされていた常勤役員で当該

支給日の前日までに離職をしたものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末特別手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの）に限り、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第6編に規定する略式手続によるものを除く。次項において同じ。）をされ、その判決が確定していない場合
  - (2) 離職をした日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末特別手当を支給することが、センターの公共上の見地から行う事務及び事業に対する国民の信頼を確保し、期末特別手当の支給に関し、その適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による期末特別手当の支給を一時差し止める処分（以下「一時差止処分」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
  - (2) 一時差止処分を受けた者について、当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
  - (3) 一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴されることなく当該一時差止処分に係る期末特別手当の基準日から起算して1年を経過した場合
- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末特別手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した説明書を交付しなければならない。

（非常勤役員手当）

- 第11条 非常勤役員には、勤務1日につき26,000円の非常勤役員手当を支給する。
- 2 非常勤役員手当の支給については、理事長が別に定める。

（実施細則）

- 第12条 役員の給与の支給手続きその他この規程の実施に関し必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則（平成 13 年 4 月 2 日 13 国研セ第 4 - 23 号）

（施行期日）

1 この規程は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

（給与の減額支給等の措置）

2 平成 24 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）においては、常勤役員に対する俸給の月額（独立行政法人国際農林水産業研究センター役員給与規程の一部を改正する規程（18 国研セ第 4 - 50 号）附則第 2 項の規定による俸給を含む。以下この項及び次項において同じ。）の支給に当たっては、俸給の月額から、俸給の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

3 特例期間においては、この規程に基づき支給される給与のうち次に掲げる給与の支給に当たっては、次の各号に掲げる給与の額から、当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

（1）地域手当 当該常勤役員の俸給の月額に対する地域手当の月額に 100 分の 9.77 を乗じて得た額

（2）期末特別手当 当該常勤役員が受けるべき期末特別手当の額に、100 分の 9.77 を乗じて得た額

（非常勤役員手当の特例）

4 特例期間においては、非常勤役員に支給する非常勤役員手当は、第 11 条の規定にかかわらず、勤務 1 日につき 23,500 円とする。

（端数計算）

5 第 2 項又は第 3 項の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

附 則（平成 13 年 11 月 30 日 13 国研セ第 11 - 116 号）

この規程は、平成 13 年 11 月 30 日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 14 年 11 月 29 日 14 国研セ第 11 - 137 号）

この規程は、平成 14 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 7 条項の改正規定は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 31 日 15 国研セ第 10 - 149 号）

（施行期日等）

1 この規程は、平成 15 年 11 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第 3 条、第 6 条及び第 7 条の改正部分の規定は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

(平成16年3月31日までの間における期末特別手当に関する読替規定)

- 2 施行日から平成16年3月31日までの間における第7条の規定の適用については、同条第2項中「100分の180」とあるのは「100分の160」と読み替えるものとする。

(平成15年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 3 平成15年12月に支給する期末特別手当の額は、前項の規定により読み替えられた第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から、次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 平成15年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき俸給、調整手当及び通勤手当の月額合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月の数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成15年6月に支給された期末特別手当の額に100分の1.07を乗じて得た額

附 則 (平成17年11月28日 17国研セ第11-77号)

(施行期日)

- 1 この規程は、平成17年12月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(平成17年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置)

- 2 平成17年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第7条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 平成17年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日)において常勤役員が受けるべき俸給及び調整手当の月額合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において常勤役員として在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数)を乗じて得た額
- (2) 平成17年6月に支給された期末特別手当の額に100分の0.36を乗じて得た額

附 則（平成 18 年 4 月 1 日 18 国研セ第 4 - 5 0 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 18 年 4 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（俸給の月額の変更に伴う経過措置）

- 2 施行日の前日から引き続きこの規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなるものには、平成 26 年 3 月 31 日までの間、俸給の月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。
- 3 前項の規定による俸給を支給される常勤役員に関する改正後の役員給与規程の規定の適用に当たっては、第 5 条第 2 項及び第 8 条第 2 項に規定する俸給の月額には、前項の規定により支給される俸給を含めるものとする。

（平成 22 年 3 月 31 日までの間における役員給与規程の適用に関する特例）

- 4 平成 22 年 3 月 31 日までの間における改正後の役員給与規程第 5 条の適用については、同条第 2 項中「100分の12」とあるのは「100分の12を超えない範囲で理事長が別に定める割合」とする。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日 18 国研セ第 3 - 1 1 3 号）

この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 5 月 29 日 21 国研セ第 5 - 1 2 4 号）

- 1 この規程は、平成 21 年 5 月 29 日から施行する。

（平成 21 年 6 月に支給する期末特別手当に関する特例）

- 2 平成 21 年 6 月に支給する期末特別手当に関する第 8 条第 2 項の規定の適用については、同項中「100分の160、」とあるのは「100分の145、」とする。

附 則（平成 21 年 12 月 1 日 21 国研セ第 1 1 - 1 0 3 号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成 21 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成 21 年 12 月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成 21 年 12 月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第 8 条第 2 項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 平成21年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び単身赴任手当（役員給与規程第7条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成21年6月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.24を乗じて得た額

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成22年4月1日 21国研セ第3-150号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月1日 22国研セ第11-86号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成22年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成22年12月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成22年12月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- (1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び単身赴任手当（役員給与規程第7条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- (2) 平成22年6月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.28を乗じて得た額

（その他）

- 3 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成23年4月1日 22国研セ第3-145号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月30日 23国研セ第12032902号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成24年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

（平成24年6月に支給する期末特別手当に関する特例措置）

- 2 平成24年6月に支給する期末特別手当の額は、この規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）第8条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により算定される期末特別手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末特別手当は、支給しない。

- （1）平成23年4月1日（同月2日から施行日までの間に新たに常勤役員となった者にあつては、その新たに常勤役員となった日）において常勤役員が受けるべき俸給、地域手当及び単身赴任手当（役員給与規程第7条第2項に規定する理事長が別に定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額（次項において「調整基礎額」という。）に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間がある常勤役員にあつては、当該月数から当該在職しなかった期間の月数を減じた月数）を乗じて得た額
- （2）平成23年6月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額並びに同年12月1日において常勤役員であつた者に同月に支給された期末特別手当の額に100分の0.37を乗じて得た額

（端数計算）

- 3 調整基礎額又は同項第2号に掲げる額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（その他）

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則（平成26年12月1日 26国研セ第14112804号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成26年12月1日から施行する。
- 2 この規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成26年4月1日から適用する。

（給与の内払）

3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の役員給与規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成27年3月31日 26国研セ第15032735号）

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成27年12月28日 27国研セ第15122507号）

（施行期日）

1 この規程は、平成28年1月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

2 この規程による改正後の役員給与規程（以下「改正後の役員給与規程」という。）の規定は、平成27年4月1日（以下「適用日」という。）から施行する。

（給与の内払）

3 改正後の役員給与規程の規定を適用する場合においては、この規定による改正前の役員給与規程の規定に基づいて支給される給与は、改正後の役員給与規程に規定による給与の内払とみなす。

（俸給の月額の設定に伴う経過措置）

4 施行日の前日から引き続きこの規程による改正後の役員給与規程の適用を受ける常勤役員で、その者の受ける俸給の月額が同日において受けていた俸給の月額に達しないこととなる常勤役員には、平成30年3月31日までの間、俸給月額のほか、その差額に相当する額を俸給として支給する。

（平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当に関する特例）

5 適用日から平成28年3月31日までの間における地域手当及び単身赴任手当の支給に関する次の表の左欄に掲げる改正後の役員給与規程の規定の適用については、これらの規程中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第5条第2項	100分の16	100分の16を超えない範囲内で理事長が別に定める割合
第7条第2項	30,000円	30,000円を超えない範囲内で理事長が別に定める額

附 則（平成28年3月31日 27国研セ第16033014号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 11 月 30 日 28 国研セ第 16113008 号）  
この規程は、平成 28 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日 28 国研セ第 17033010 号）  
この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 11 月 30 日 29 国研セ第 17113003 号）  
この規程は、平成 29 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日 29 国研セ第 18033011 号）  
この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 11 月 30 日 30 国研セ第 18112707 号）  
この規程は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 27 日 30 国研セ第 19032719 号）  
この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和元年 11 月 29 日 元国研セ第 19112803 号）  
この規程は、令和元年 12 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日 元国研セ第 20033004 号）  
この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 2 年 11 月 27 日 2 国研セ第 20112604 号）  
この規程は、令和 2 年 12 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。